

# 南アルプス国立公園シンボルマーク使用規程 1 / 3

## 南アルプス国立公園シンボルマーク使用規程

南アルプス国立公園指定50周年記念事業実行委員会

南アルプス国立公園は、山梨、長野、静岡の3県にまたがり、国内第二の高峰である北岳をはじめ、標高3,000mを越える山岳を10座以上有する日本有数の山岳公園として指定され、平成26年6月1日に指定50周年を迎えたことから、南アルプス国立公園指定50周年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」）では、これを記念して公募によりシンボルマークを決定した。

南アルプス国立公園に関してより多くの人々に親しみをもってもらい、この地域の優れた自然風景の保護と適正な利用に向けた理解の促進を図ることを目的とし、南アルプス国立公園シンボルマークを定める。

このシンボルマークの適正な使用を確保するために、使用規程を以下のとおりとする。

（趣旨）

第1条 本規程は、南アルプス国立公園シンボルマーク（以下、「シンボルマーク」）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本規程が対象とするシンボルマークのデザインは、別添使用マニュアルによる。

（使用できる者）

第3条 シンボルマークを使用できる者は、南アルプス国立公園を愛し、本規程の目的に賛同する団体又は個人とする。

（禁止事項）

第4条 次の事項に該当する使用は、行ってはならない。

- （1）南アルプス国立公園のイメージや信用を害し、又は害するおそれがある使用
- （2）法令や公序良俗に反する利用、又はそのおそれがある使用
- （3）特定の団体や個人等を誹謗中傷する使用
- （4）提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとしての使用
- （5）反社会的勢力もしくは、それに類する団体、企業、個人に関わりがある者による使用
- （6）生産過程において自然環境等に多大な負荷を与える商品等への使用

（デザイン）

第5条 シンボルマークの使用にあたっては、オリジナルデザインの意図するものを損なわないよう十分留意し、別添使用マニュアルを遵守することとする。

## 南アルプス国立公園シンボルマーク使用規程 2 / 3

(規定の履行)

第6条 シンボルマークを使用する者は、信義にしたがい、誠実にこの使用規程を履行しなければならない。また、シンボルマークを付した物件に関し、事故、苦情等が発生した場合、シンボルマークの使用者は誠意をもって必要な措置を講じること。

第7条 シンボルマークを広く自由に使っていただくため、使用申請は必要としないが、どのようなものに使用されたかを把握するため、事前の届出制とする。使用者は、別添届出書により使用目的、使用方法（対象、期間、箇所等）を事前に、環境省関東地方環境事務所南アルプス自然保護官事務所に届出ることとする。

第8条 シンボルマークの使用については、営利を目的とした商品等への使用も可能であるが、収益等が生じる場合は、それらを活用し、南アルプス国立公園の普及啓発や南アルプスの自然環境保全の活動への協力に努力するものとする。

(改善の指示等)

第9条 使用規程に従わない利用に対し、実行委員会は改善や使用の差し止めを指示することができる。この場合、使用規定に従わない使用をしていた者に損害が生じても、実行委員会はその責めを負わない。

ただし、実行委員会が解散した場合は、実行委員会構成機関が改善や使用の差し止めを指示することができる。

(権利)

第10条 シンボルマークに関する一切の権利は、実行委員会に帰属する。

ただし、実行委員会が解散した場合は、関東地方環境事務所に帰属を移行する。

(附則)

この規程は、平成27年3月 日から施行する。

## 南アルプス国立公園シンボルマーク使用規程 3 / 3

(届出様式)

### 南アルプス国立公園シンボルマーク使用届出書

南アルプス国立公園シンボルマークを使用したいので、使用規程第7条に基づき、次のとおり南アルプス自然保護官事務所へ届け出ます。

年 月 日

届出者の氏名 (団体にあつてはその名称)

○

印

住所および連絡先

目 的	
概 要 (使用対象、場所、期間、及び 箇所数 等)	
備 考 (有償物か否か、添付資料 等)	

※1 具体的な概要書、企画書、図面等があれば、資料として添付すること。

※2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(参考1)

南アルプス国立公園指定50周年記念事業実行委員会 構成機関

【南アルプス国立公園指定50周年記念事業実行委員会 規約 第4条第1項関係】

- ・ 関東地方環境事務所
- ・ 山梨県
- ・ 長野県
- ・ 静岡県
- ・ 韮崎市
- ・ 南アルプス市
- ・ 北杜市
- ・ 早川町
- ・ 飯田市
- ・ 伊那市
- ・ 富士見町
- ・ 大鹿村
- ・ 静岡市
- ・ 川根本町

(参考2)

環境省関東地方環境事務所南アルプス自然保護官事務所

- ・ 所在地：山梨県南アルプス市芦安芦倉516 南アルプス市芦安支所2階
- ・ 郵便番号：400-0241
- ・ 電話番号：055-280-6055
- ・ FAX番号：055-280-6056